

令和7年度 個人住民税及び森林環境税のあらまし

平川市 財政部税務課

1 個人住民税及び森林環境税を納める義務のある人

個人住民税（市・県民税）は、前年中の個人の所得に対してかかる税金で、均等の額を負担していただく「均等割」と、所得金額に応じて負担していただく「所得割」とがあります。ア) 1月1日現在平川市に住んでいる方、イ) 平川市内に住所を有しないが、事務所、事業所又は家屋敷を有する方（均等割のみ）は、その年度の住民税を平川市に納めていただきます。1月2日以降に平川市に転入された方は、その年の1月1日に住所がある市町村に、その年度の個人住民税を納めることになります。

森林環境税（国税）は、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設され、国内に住所を有する個人に対してかかる国税です。イ) の家屋敷課税に該当する方は非課税ですが、それ以外は個人住民税均等割の課税基準と同じ基準で課税され、その税収の全額が森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲渡されるため、平川市が賦課徴収します。

2 個人住民税及び森林環境税が非課税となる人

ア. 均等割・所得割・森林環境税が課税されない人（1月1日現在で算定）

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者、ひとり親または寡婦で前年中の合計所得金額が135万円以下（給与の収入金額では204万4,000円未満）の人
- ・前年中の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の人
同一生計配偶者及び扶養親族なし…28万円+10万円
同一生計配偶者又は扶養親族あり…28万円×（本人を含む扶養人数）+16.8万円+10万円

（注）同一生計配偶者…納税義務者と生計を一にし、前年中の合計所得金額が48万円以下の配偶者

（注）未成年者…令和5年度以降は18歳未満（令和4年度までは20歳未満）

イ. 所得割が課税されない人

- ・前年中の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の人
同一生計配偶者及び扶養親族なし…35万円+10万円
同一生計配偶者又は扶養親族あり…35万円×（本人を含む扶養人数）+32万円+10万円

【均等割・所得割・森林環境税 非課税限度額早見表】

本人を含む扶養人数	均等割及び森林環境税が非課税となる所得限度額	所得割が非課税となる所得限度額
1人	380,000円	450,000円
2人	828,000円	1,120,000円
3人	1,108,000円	1,470,000円
4人	1,388,000円	1,820,000円
5人	1,668,000円	2,170,000円

3 個人住民税及び森林環境税の計算方法

ア. 均等割及び森林環境税 年額合計 5,000円

市民税	3,000円	県民税	1,000円	森林環境税	1,000円
-----	--------	-----	--------	-------	--------

イ. 所得割

(1) 前年中の総所得金額等の合計	－	(2) 所得控除	=	課税所得金額 (千円未満切捨て)
-------------------	---	----------	---	---------------------

課税所得金額	×	(3) 税率 10%	－	(4) 税額控除	－	(5) 税額調整額	－	(6) 配当割額、株式等 譲渡所得割額	=	所得割
--------	---	---------------	---	----------	---	-----------	---	------------------------	---	-----

ウ. 1年間の個人住民税及び森林環境税の金額

ア. 均等割	+	イ. 所得割	+	ウ. 森林環境税	=	エ. 1年間の個人住民税及び 森林環境税の金額
--------	---	--------	---	----------	---	----------------------------

(1) 所得の種類

所得の種類			計 算 方 法
1	利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額
2	配当所得	株式や出資の配当金など	収入金額（配当金）－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
3	不動産所得	地代、家賃など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
4	事業所得	事業をしている場合に生じる所得（営業、不動産、農業所得など）	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
5	給与所得	給与、賞与、賃金など	収入金額－給与所得控除（※別表1-1）－所得金額調整控除（※別表1-2）＝給与所得の金額
6	退職所得	退職金、一時恩給など	$(収入金額－退職所得控除額) \times 1/2$ ＝退職所得の金額 他の所得と分離して課税されます。
7	山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝山林所得の金額 他の所得と分離して課税されます。
8	譲渡所得	土地、建物などの資産を売った場合に生じる所得	土地 収入金額－取得費・譲渡費用＝譲渡所得の金額 他の所得と分離して課税されます。
			株式等 収入金額－（取得・譲渡費用、借入金利子等）＝譲渡所得の金額
			その他 収入金額－取得・譲渡費用－特別控除額＝譲渡所得の金額 ※ 長期総合譲渡の課税される金額は、所得の1/2の金額です。
9	一時所得	継続性のない一時的な所得（保険の満期返戻金、賞金、懸賞当選金など）	収入金額－必要経費－特別控除額＝一時所得の金額 ※ 課税される金額は、所得の1/2の金額です。
10	雑所得	国民年金、厚生年金、恩給などの公的年金等	公的年金 公的年金等に係る雑所得の簡易計算表による（※別表2）
		上記1から9に当てはまらない所得	公的年金以外 収入金額－必要経費＝雑所得の金額

（注）「7. 山林所得」「8. 譲渡所得（その他）」「9. 一時所得」の特別控除額は50万円です。ただし、「収入金額－必要経費」又は「収入金額－取得費・譲渡費用」の金額が50万円未満の場合はその金額となります。

別表1-1 給与所得金額の簡易計算表

給 与 収 入 金 額	給 与 所 得 金 額	
550,999円まで	0円	
551,000円～1,618,999円	給与収入金額－550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	①給与収入金額÷4＝A（千円未満の端数切捨て） ②A×4＝B	B×0.6＋100,000円
1,800,000円～3,599,999円		B×0.7－80,000円
3,600,000円～6,599,999円		B×0.8－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	給与収入金額×0.9－1,100,000円	
8,500,000円以上	給与収入金額－1,950,000円	

別表1-2 所得金額調整控除（次の1又は2に該当する場合に給与所得から控除する）

条 件	控 除 額
①給与収入金額850万円超で以下のいずれかに該当 ・納税義務者本人又は同一生計配偶者、扶養親族が特別障害者 ・年齢23歳未満の扶養親族あり	（給与収入金額－850万円）×10% ※ 給与収入金額が1,000万円超の場合は1,000万円として計算
②給与所得と公的年金に係る雑所得の両方があり、それぞれの所得の合計額が10万円超	給与所得金額＋公的年金分の雑所得金額－10万円 ※ それぞれ10万円超の場合は10万円として計算

（注）①と②の両方に該当する場合、①から先に控除します。

別表2 公的年金等に係る雑所得の簡易計算表（公的年金収入金額×割合－控除額＝公的年金所得）

年齢区分	公的年金等収入金額の合計額	割合	控除額		
			公的年金以外の所得の合計額		
			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	1,299,999円まで	—	60万円	50万円	40万円
	1,300,000円～4,099,999円	75%	27.5万円	17.5万円	7.5万円
	4,100,000円～7,699,999円	85%	68.5万円	58.5万円	48.5万円
	7,700,000円～9,999,999円	95%	145.5万円	135.5万円	125.5万円
	10,000,000円以上	—	195.5万円	185.5万円	175.5万円
65歳以上	3,299,999円まで	—	110万円	100万円	90万円
	3,300,000円～4,099,999円	75%	27.5万円	17.5万円	7.5万円
	4,100,000円～7,699,999円	85%	68.5万円	58.5万円	48.5万円
	7,700,000円～9,999,999円	95%	145.5万円	135.5万円	125.5万円
	10,000,000円以上	—	195.5万円	185.5万円	175.5万円

(2) 所得控除の種類

	項 目	要 件	控 除 額
⑬	社会保険料控除	前年中に支払った社会保険料（国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険など）	支払額
⑭	小規模企業 共済等掛金控除	前年中に支払った小規模企業共済制度、心身障害者扶養共済制度に基づく掛金及び確定拠出年金	支払額
⑮	生命保険料控除	a. 新契約	12,000円以下 支払額の全額
			12,000円超 32,000円以下 支払額×1/2+ 6,000円
			32,000円超 56,000円以下 支払額×1/4+14,000円
		H24. 1. 1 以後契約	56,000円超 28,000円（限度額）
		一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料について、それぞれ上記の算式により計算した控除額の合計額（合計限度額70,000円）	
		b. 旧契約	15,000円以下 支払額の全額
			15,000円超 40,000円以下 支払額×1/2+ 7,500円
			40,000円超 70,000円以下 支払額×1/4+17,500円
		H23. 12. 31 以前契約	70,000円超 35,000円（限度額）
		一般生命保険料、個人年金保険料について、それぞれ上記の算式により計算した控除額の合計額（合計限度額70,000円）	
		c. 新契約と旧契約の両方に係る控除額の計算方法	
		それぞれa+b（各限度額28,000円）及びb（限度額35,000円）のいずれか大きい金額	
⑯	地震保険料控除	a. 長期損害保険料	5,000円以下 支払額の全額
			5,000円超 15,000円以下 支払額×1/2+2,500円
			15,000円超 10,000円
		b. 地震保険料	支払額の1/2 （限度額25,000円）
		c. 旧長期損害保険料と地震保険料との両方	上記a及びbで求めた控除額の合計額 （限度額25,000円）
⑰ ⑱	ひとり親控除	婚姻歴や性別に関係なく、以下の全てに該当する子を有し、合計所得金額が500万円以下 ・生計を一にする※1 ・総所得金額等が48万円以下 ・ほかの人に扶養されていない	30万円 ※1…以下のどれかに該当 ・同居 ・就学等の都合上別居しているが、余暇には帰省 ・別居だが、普段から生活費等の仕送りあり
	寡婦控除	夫と死別または離別した後婚姻していない、合計所得金額が500万円以下の女性	26万円
		要 因	扶養家族の有無
		死 別	無 有（子以外）※2
		離 別	無 有（子以外）※2
		控除の可否	○ ○ × ○
		※2…子の場合は、ひとり親控除の対象 （注）事実婚は、控除対象外	
⑲	勤労学生控除	納税義務者本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等に該当し、合計所得金額が75万円以下で給与所得以外が10万円以下	26万円
⑳	障害者控除	普通障害	納税義務者本人又は同一生計配偶者や扶養親族が障害者であるとき 26万円
		特別障害	納税義務者本人又は同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者（重度の障害）であるとき 30万円
		同居特別障害	特別障害者に該当する人と同居している場合 53万円

	項 目		要 件	控 除 額	
②① ②②	配偶者控除		生計を一にする配偶者で合計所得金額が48万円以下 (老人控除対象配偶者を除く)	配偶者控除額および配偶者特別控除額の一覧表 (※別表3)	
	老人控除対象配偶者		上記のうち、年齢が70歳以上		
	配偶者特別控除		生計を一にする配偶者で合計所得金額が48万円超133万円以下		
②③	扶養控除	年少扶養	年齢16歳未満の扶養親族	0円	
		一 般	生計を一にする親族等で合計所得金額が48万円以下であり、年齢が16歳以上19歳未満及び23歳以上70歳未満の扶養親族	33万円	
		特 定	生計を一にする親族等で合計所得金額が48万円以下であり、年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族	45万円	
		老 人	生計を一にする親族等で合計所得金額が48万円以下であり、年齢が70歳以上の扶養親族	38万円	
		同居老人	老人扶養親族のうち、本人又は配偶者の直系尊属で、本人又は配偶者と同居している場合	45万円	
②④	基礎控除		合計所得金額	2,400万円以下	43万円
			2,400万円超 2,450万円以下	29万円	
			2,450万円超 2,500万円以下	15万円	
			2,500万円超	0円	
②⑥	雑損控除		前年中に災害又は盗難横領等による資産の損失 (たな卸資産は除く)を受けた場合	損害金額－保険金等の補填金額＝Aとした場合で、次のうちいずれが多い金額 ①Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ②Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円	
②⑦	医療費控除		次のa又はbのいずれかの選択制となります		
			a. 医療費控除	医療費－保険金等で補填された金額－(総所得金額等の合計額×5%又は10万円のいずれか低い額) ただし、限度額200万円まで	
			前年中に支払った医療費(入院代、医薬品購入代、通院代など)		
			b. セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)	スイッチOTC医薬品購入費－12,000円 ただし、限度額88,000円まで	
健康の維持増進及び疾病予防の取組を行う方が、前年中に支払った特定一般用医薬品等の購入費(スイッチOTC医薬品)					

(注) 各種控除の判定時期は令和6年12月31日現在です。

別表3 配偶者控除額および配偶者特別控除額の一覧表

配偶者の前年の合計所得金額		配偶者の年齢	納税義務者の前年の合計所得金額		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	48万円以下	70歳未満(一般)	33万円	22万円	11万円
		70歳以上(老人)	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	年齢による区分はありません。	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円

(注) 納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用不可。

(3) 所得割の税率

総所得金額等から所得控除額を差し引いた残額（千円未満切捨て）に下記税率をかけます。

課税所得の段階区分	市 民 税	県 民 税
一 律	6%	4%

※ 土地建物等の譲渡所得などの他の所得と分離して課税される所得については上記と異なる税率が設定されています。

(4) 税額控除の種類

ア. 調整控除

合計課税所得金額に応じて所得割額から次のとおり一定の金額が控除されます（所得税からの税源移譲に伴う負担を軽減するため）。

ただし、合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除は適用されません。

●合計課税所得金額が200万円以下の場合

次の①、②のいずれか少ない金額の5%（市民税3%、県民税2%）を控除

①人的控除額の差の合計額

②合計課税所得金額

●合計課税所得金額が200万円超の場合

{人的控除額の差の合計額－(合計課税所得金額－200万円)}の5%（市民税3%、県民税2%）を控除

※ この金額が2,500円未満の場合は、2,500円とします。

(注) 「合計所得金額」と「合計課税所得金額」の違いについて

- ・合計所得金額：繰越控除と所得控除を差し引く前の、すべての所得の合計額
- ・合計課税所得金額：課税総所得金額、課税退職所得及び課税山林所得の合計額（分離課税分は除く）

【市・県民税と所得税の人的控除額の差】

所得控除			所得税	市・県民税	差額	
障害者控除	普通障害者		27万円	26万円	1万円	
	特別障害者		40万円	30万円	10万円	
	同居特別障害者		75万円	53万円	22万円	
ひとり親控除	父		35万円	30万円	1万円※1	
	母		35万円	30万円	5万円	
寡婦控除			27万円	26万円	1万円	
勤労学生控除			27万円	26万円	1万円	
配偶者除配控	一般配偶者	納税義務者の合計所得金額	900万円以下	38万円	33万円	5万円
			900万円超 950万円以下	26万円	22万円	4万円
			950万円超 1,000万円以下	13万円	11万円	2万円
老人配偶者	900万円以下		48万円	38万円	10万円	
	900万円超 950万円以下		32万円	26万円	6万円	
	950万円超 1,000万円以下		16万円	13万円	3万円	
配偶者除特別控	配偶者の合計所得金額 48万円超 50万円未満		900万円以下	38万円	33万円	5万円
			900万円超 950万円以下	26万円	22万円	4万円
			950万円超 1,000万円以下	13万円	11万円	2万円
		配偶者の合計所得金額 50万円超 55万円未満	900万円以下	38万円	33万円	3万円※2
			900万円超 950万円以下	26万円	22万円	2万円※3
			950万円超 1,000万円以下	13万円	11万円	1万円※4
扶養控除	一般扶養		38万円	33万円	5万円	
	特定扶養		63万円	45万円	18万円	
	老人扶養		48万円	38万円	10万円	
	同居老親等		58万円	45万円	13万円	
基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下	48万円	43万円	5万円※5	
		2,400万円超 2,450万円以下	32万円	29万円		
		2,450万円超 2,500万円以下	16万円	15万円		

※1～※5について、税制改正前の人的控除差額を適用しているため、現行の差額とはなりません。

また、配偶者の合計所得が55万円以上133万円以下の場合、税源移譲後に新たに控除の適用を受けることとなり、人的控除額の差を起因とする新たな負担が生じないため、調整控除の対象となりません。

イ. 配当控除

課税所得金額等	1千万円以下の場合		1千万円超の場合			
			1千万円以下の部分		1千万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等に係る配当所得	1.60%	1.20%	1.60%	1.20%	0.80%	0.60%
特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得	0.80%	0.60%	0.80%	0.60%	0.40%	0.30%
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得	0.40%	0.30%	0.40%	0.30%	0.20%	0.15%

ウ. 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

平成26年から令和7年12月末までに新築または増改築して入居し、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けた方で、その年分の所得税額から控除しきれなかった金額があるときは、翌年度分の住民税額から控除することができます。

＜住宅ローン控除額の算出方法＞

次の①、②のいずれか少ない金額を所得割額から控除します。

①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額

②下表の控除限度額に応じた額

居住日	控除限度額
平成26年3月以前 令和4年1月～令和7年12月	所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)
平成26年4月～令和3年12月	所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円) ※1

※1 住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税の税率が8%又は10%でない場合の控除限度額は、所得税の課税総所得金額等の5%となります。

＜手続方法等＞

・1年目は、確定申告を行なって所得税の住宅ローン控除の適用を受けてください。

（注）墨石税務署での申告となります。

・2年目以降は、年末調整で住宅ローン控除の申請を済ませた場合、原則として申告の必要はありません。
ただし、年末調整が済んでいない人や給与所得以外の所得がある人などについては、確定申告書の提出が必要です。

エ. 寄附金税額控除

＜基本控除＞

控除の対象となる寄附金	・地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税） ・住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金 ・住所地の日本赤十字社の支部に対する寄附金 ・都道府県又は市区町村が条例で指定した団体
控除の方式	税額控除方式 「寄附金－2千円」×10%（市民税6%、県民税4%）を算出税額（所得割額）から差し引いて納税額を算出
控除対象となる額	2千円を超える寄附金
控除限度額	総所得金額等の合計額の30%

＜特例控除＞

対象となる寄附金のうち、地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税）については、上記の「基本控除」に加え、さらに「特例控除」が設けられています。「基本控除」と次の算式により求められる「特例控除」の合計額を所得割額から控除します。（ワンストップ特例制度が適用される場合は、さらに申告特例控除も加算されます。）

【特例控除額＝（ふるさと納税額－2千円）×寄附者の所得に応じた下記の控除割合】

課税総所得金額－人的控除の差の合計額	控除割合
195万円以下	0.84895
195万円超 330万円以下	0.7979
330万円超 695万円以下	0.6958
695万円超 900万円以下	0.66517
900万円超 1,800万円以下	0.56307
1,800万円超 4,000万円以下	0.4916
4,000万円超	0.44055

（注）ワンストップ特例が無効になるケース

- ①医療費控除などを受けるため、確定申告書又は住民税の申告書を提出した。
②5つ以上の自治体に対し特例を申請した。
③指定対象外の自治体に対しふるさと納税をした。
- ①又は②の場合、所得税及び住民税で控除を受けるためには、寄附先から発行された寄附金受領証明書を申告書に添付しなければなりません。
③の場合、所得税及び住民税の基本控除のみの適用となります。指定対象の自治体については、総務省ふるさと納税ポータルサイトをご覧ください。

※ 特例控除額については、所得割額の2割を限度とします。

※ 控除割合は平成26年度から令和20年度までのものです。

オ. 外国税額控除

納税者が外国に源泉のある所得について、その国の法令により所得税や住民税に相当する税金を課されたときには、一定の方法により、その外国税額が所得割額から差し引かれます。

(5) 税額調整額

所得割の非課税基準を若干上回る所得を有する方の税引き後の所得金額が、非課税基準の金額を下回ることはないよう税額を減ずる調整措置です。

扶養親族がいない場合	$45\text{万円} - (\text{総所得金額等} - \text{算出税額}) = \text{税額調整額}$
扶養親族がいる場合	$35\text{万円} \times \{\text{本人、扶養親族数、同一生計配偶者の合計人数}\} + 42\text{万円} - (\text{総所得金額等} - \text{算出税額}) = \text{税額調整額}$

算出税額は、調整控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除及び住宅借入金特別控除適用後の所得割額です。差し引いた金額が0円又はマイナスになった場合、税額調整額を0円とします。

(6) 配当割控除、株式等譲渡所得割控除

上場株式等に係る配当所得や特定口座内の譲渡所得からは、住民税（配当割額及び株式等譲渡所得割額）が天引きされるため申告は不要です。確定申告をした場合は、配当割控除、株式譲渡所得割控除として控除されますが、国民健康保険税等へ影響が出ることがあります。

なお、令和6年度（令和5年分）の申告から所得税と住民税の課税方式を一致させることになりました。

◇ 令和7年度課税以降の市・県民税に係る税制改正 ◇

○控除対象配偶者を除く同一生計配偶者分の定額減税適用

令和6年中の納税義務者本人の合計所得が1,000万円（給与収入のみでは1,195万円）を超え1,805万円（給与収入のみでは2,000万円）以下で、令和7年度個人住民税所得割の納税義務者のうち、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（※）がいる方は、令和7年度に限り、所得割額から最大1万円定額減税分として控除します。

※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者とは、納税義務者本人の合計所得が1,000万円を超え、かつ、配偶者（国外居住者を除く）の合計所得が48万円以下の者。

○住宅ローン控除の拡充

子育て世帯及び若者夫婦世帯（※）の住宅ローン控除の借入限度額について、令和6年中入居者に限り、認定住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円へと上乗せする（＝令和4・5年入居者と同一水準を維持する）。

また、合計所得金額1,000万円以下の者に限り、新築住宅の床面積要件を40平方メートル以上に緩和する措置について、建築確認の期限が令和6年12月31日まで延長されます。

※子育て世帯および若者夫婦世帯とは、18歳以下の扶養親族を有する者、40歳未満で配偶者を有する者又は40歳以上で40歳未満の配偶者を有する者。

個人住民税及び森林環境税Q&A

Q1： 住民税や森林環境税の税額は、どのように計算されているのですか？

A1： 住民税の税額は、均等割と所得割を合わせた金額になりますが、令和6年度からは森林環境税（国税）が合わせて課税されています。森林環境税の年額は1,000円で、課税基準は家屋敷課税対象者が非課税であることを除き、均等割と同一基準です。また所得割の計算は、一般に所得金額（2ページ参照）から社会保険料控除や扶養控除といった所得控除（3ページ参照）を差引いた金額（課税所得金額）に税率（5ページ参照）を乗じて計算されます。

Q2： 私は、夫と死別して年金だけ（年金収入150万円）で生活しております。申告に行かなければなりませんか？（68歳女性）

A2： 申告の必要はありませんが、申告することで税金が安くなる可能性があります。
年金収入が150万円の場合、課税所得金額は40万円となり（2ページ別表2参照）、住民税及び森林環境税の合計税額は通常5,000円となります。
しかし、夫と死別後に婚姻をしていない方は、申告により寡婦控除（3ページ参照）を受けることができ、住民税及び森林環境税は非課税となります（1ページ「個人住民税及び森林環境税が非課税となる人」参照）。

Q3： 昨年（1月～12月）医療費を9万円支払いましたが、10万円以上でなくても医療費控除を受けることができますか？（総所得金額等140万円、保険金等補てんはありません）

A3： 医療費控除を受けることができます。
支払医療費(9万円)-保険金等補てん金額(0円)-7万円(140万円×5%)=医療費控除対象額(2万円)
※ 医療費控除を受ける場合は、セルフメディケーション税制による特例を受けることはできません。

【医療費控除の対象となる要件】

- (1) 自分自身や家族（生計を一にする親族）のために支払った医療費であること
- (2) その年の1月1日から12月31日までに支払った医療費であること

【控除を受けるための手続き】

医師が発行した領収書等を集計のうえ「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付する必要があります。医療費の領収書等は、ご自宅で5年間保管してください。
※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付することで、「医療費控除の明細書」の記載を簡略することができます。

【対象となる主な医療費】

- ・医師、歯科医師による診療費、治療費
- ・治療、療養に係る医薬品の購入費
- ・通院に係る公共交通機関の費用
- ・病院、介護老人保健施設等に係る入院費、入所費
- ・寝たきりで医師が使用を認めた場合のおむつ代（おむつ使用証明書等が必要です） など

【対象とならない主な医療費】

- ・医師への謝礼
- ・親族に支払う療養上の世話の費用
- ・通院に係る自家用車のガソリン代
- ・インフルエンザ等の予防接種費用（セルフメディケーション税制の一定の取組を行ったことを明らかにする書類の対象にはなりません） など

Q4： 遺族年金に対して住民税は課税されますか？

A4： 遺族年金は非課税所得になりますので、課税対象にはなりません。

【非課税となる主な所得】

- ・遺族恩給、障がい年金
- ・損害保険金、損害賠償金、慰謝料
- ・宝くじの当選金
- ・健康保険、労災保険等からの給付
- ・生活保護法により支給される保護金品 など

※ 確定申告・所得税については、「国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）」をご利用ください。

平川市役所 税務課 住民税係
電話 (代表)0172-44-1111
(直通)0172-55-5368
内線1285・1286・1289